

用語解説

－あ 行－

アジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、平成4年に我が国と中国が主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）第48回総会において決議された。その最終年となる平成14年のESCAP第58回総会において、我が国の主唱により「アジア太平洋障害者の十年」を更に10年延長することが決定された。

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

ADHD（注意欠陥／多動性障害）

ADHD（注意欠陥／多動性障害）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

LD（学習障害）

LD（学習障害）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

LD（学習障害）は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

－か 行－

グループホーム

自宅での生活が困難となった高齢者や障害者などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高次脳機能障害

脳の損傷による後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害。

国際生活機能分類（ICF）

障害に関する国際的な分類として、世界保健機関（WHO）が、2001年5月の第54回総会において採択した新分類。

ICFは、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子から構成され、約1,500項目に分類されている。従来の分類が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利を分類するという考え方）が中心であったのに対し、ICFは環境因子という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されている。

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）

1947年、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）として設立（1974年に現名称ESCAPに変更）。国連経済社会理事会の地域委員会の一つである。アジア太平洋地域の経済、社会開発のための協力機関であり、地域の重要な基盤作りに貢献しているほか、障害者・高齢者対策の分野でも成果を挙げている。我が国は、1952年ECAFEに準加盟を認められ、1954年に正式加盟国となった

－ さ　行 －

支援費制度

障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する制度。平成 15 年 4 月に、従来の措置制度から転換された。

児童デイサービス

障害のある児童が、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を、施設等に通り受けるサービス。支援費制度の対象。

社会福祉基礎構造改革

今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、平成 11 年に当時の厚生省が示した社会福祉領域における改革。改革は、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づき推進していくとされ、具体的な改革の方向としては、① 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、② 質の高い福祉サービスの拡充、③ 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実の 3 点が示された。今日の社会福祉領域における様々な制度改革の原点となっている。

重症心身障害

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した障害。

障害者ケアマネジメント

障害者の地域生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、ニーズを的確に把握し、地域の社会資源の活用や開発を図りながら、総合的かつ継続的にサービスの供給を確保していく援助方法。

障害者権利条約

現在、国際連合で起草作業が進められている、障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約。平成 13 年 12 月、第 56 回国連総会においてメキシコより提案された。

障害者自立支援法

平成 17 年第 163 回特別国会で成立した法律。平成 18 年 4 月 1 日より施行される。法では、①障害者施策を 3 障害（身体・知的・精神）一元化、②利用者本位のサービス体系に再編、③就労支援の抜本的強化、④支給決定の透明化・明確化、⑤安定的な財源確保の 5 点をポイントとしている。

障害福祉計画

障害者自立支援法で規定された、3 年を 1 期とする計画。区市町村の策定する障害福祉計画では、①各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、②障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定める（同法第 88 条第 1 項、第 2 項）。

また、区市町村の策定する障害福祉計画は、障害者基本法に基づいて区市町村が策定する障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない（同法第 88 条第 4 項）。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由で、自分一人では契約や財産の管理等を行うことが難しい方を法的に支援する制度。

成年後見支援センター

成年後見制度の活用を支援するセンター。センターでは、①成年後見制度の利用支援、②相談員による相談、③弁護士による法律相談等を行っている。世田谷区社会福祉協議会内に設置されている。

世界保健機関（WHO）

昭和 23 年に設立され、スイスのジュネーブに本拠地をおく国際連合の専門機関。すべての人々に可能な限り高い水準の健康をもたらすことを目標とし、活動範囲は伝染病の撲滅や公衆衛生の向上のほか、麻薬対策、環境問題（廃棄物対策、飲料水の供給確保等）など多岐にわたり、最近ではエイズ問題への取り組みにも力を入れている。

措置制度

行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する制度。

ーた 行ー

タイムケア事業

平成 17 年度より国が試験的に開始している事業。障害のある中高生等が養護学校等下校後に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と休息を目的として、デイサービス事業所や養護学校等の空き教室等で中高生障害児を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う。世田谷区では「プレイ&リズム希望ヶ丘」で実施している。

地域生活支援事業

障害者自立支援法で規定される、区市町村が地域の実情に合わせて実施する事業（同法第 77 条第 1 項）。

事業内容には、相談支援、コミュニケーション支援（手話通訳等）、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援等が示されている。

特別支援教育

従来の心身障害教育の対象だけではなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

ーな 行ー

ノーマライゼーション

これまでの福祉が、障害者を一般社会から引き離して、特別扱いする方向に進みがちであったのに対して、障害や個性の違いに関わらずあらゆる人が共に住み共に生活できるような社会を築く、という新しい福祉の考え方。

－は 行－

発達障害

乳幼児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）その他これらに類する脳機能の障害をいう。

発達障害者支援法

発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度がなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされていないことから、平成 16 年 12 月に成立した。法は、①発達障害の定義と法的な位置づけの確立、②乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、③専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、④子育てに対する国民の不安の軽減等を目的としている。

なお、同法での発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされる（同法第 2 条）。

バリアフリー

人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人びとの意識、社会などから取り除かれた状態。

福祉八法改正

平成 2 年に実施された、福祉関連八法の一斉改正をいう。この改正において、在宅福祉サービス推進の方向性が示され、福祉各法に在宅福祉サービスが規定され、その供給体制、支援体制が強化された。

ーら 行ー

ライフサイクル

生まれてから死ぬまでの過程。

ライフステージ

人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などに分けた、それぞれの段階。

ライフライン

生活に不可欠な水道・ガス・電気などの供給路。